

会議録

- ◇ 会議の名称 平成 27 年度第 1 回君津市介護保険運営協議会
- ◇ 開催日時 平成 27 年 5 月 28 日（木） 13 時 30 分～14 時 25 分
- ◇ 会 場 君津市役所 5 階 小会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 伊賀 浩（会長）、芳賀敏三（副会長）、田村明子、佐藤初美、
水野谷 繁、原 比佐志、齊藤 昭、秋元一寛
以上 8 名
- ◇ 欠席委員 江澤武夫
以上 1 名
- ◇ 出席職員 和田高齢者支援課長、田淵地域包括支援室長、
石川係長、三澤係長、川村主任主事
以上 5 名
- ◇ 傍 聴 者 なし（定員 5 名）
- ◇ 議 題 1 君津市介護保険条例の一部改正について
2 地域包括支援センターの委託について
3 介護予防支援業務を委託する事業所について

1 開 会

(和田課長)

定刻になりましたので、平成 27 年度第 1 回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

進行を務めます保健福祉部高齢者支援課長の和田です。よろしくお願いいたします。

本日の運営協議会ですが、江澤委員から所用により欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご連絡させていただきます。

2 会長挨拶

(和田課長)

伊賀会長より、ご挨拶いただきます。

—伊賀会長挨拶—

3 議 題

(和田課長)

それでは議事に入ります。君津市介護保険規則第 5 条の 5 の規定により議長を伊賀会長にお願いいたします。

【議長：伊賀会長】

(議長)

はじめに、議題 1「君津市介護保険条例の一部改正について」を議題にいたします。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

【概要】

介護保険法、介護保険法施行規則等の一部改正によって、平成 27 年度から平成 29 年度の介護保険料のうち、第 1 段階の保険料について、保険料基準額に対して「0.05 を超えない範囲内で市が定める割合」で、公費による保険料の軽減を実施することとされたため、君津市介護保険条例を一部改正し、第 1 段階の保険料 26,730 円を 2,970 円軽減し、23,760 円とする。

保険料軽減に係る公費の負担割合は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 とする。

条例改正は、平成 27 年 6 月議会に上程予定。

(議長)

以上の説明から、ご質問のある方いらっしゃいますか。

(水野谷委員)

第1段階の保険料基準額に対する割合を現在の0.45から0.05軽減し、0.40とするということか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(水野谷委員)

君津市で第1段階の保険料段階に該当する方はどれくらいか。

(事務局)

「君津市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に、平成27年度から平成29年度までの各所得段階別の被保険者数の推計について記載がありますが、平成27年度の被保険者数24,118人のうち、第1段階に該当する被保険者数は3,938人となっております。

(水野谷委員)

保険料の収納率はどれくらいか。

(事務局)

平成26年度の特別徴収（年金天引き）の保険料の収納率は100%、普通徴収（納付書払い、口座振替）の保険料の収納率は約82%となっており、全体で約98%の収納率となっております。

(議長)

では、この議題に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員により、原案どおり可決されました。

次に、議題2「地域包括支援センターの委託について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

【概要】

第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度改正による地域包括支援センターの機能強化の必要性があることから、平成28年4月から、地域包括支援センターの担当区域を市内3区域に分け、うち2か所を委託する方向で検討・調整を進めている。

直営の地域包括支援センターは君津地区西側を担当区域とし、委託する地域包括支援センター2か所のうち、1か所は君津地区東側と小糸地区を、1か所は清和地区、小櫃地区、上総地区を担当区域とする。

委託事業者の応募資格、職員配置要件など、委託の概要については、次のとおりとしたい。

(1) 公募時期

現在調整中。

受託法人の選定後、法人において定款、登記の変更手続き、指定介護予防支援事業者の指定申請を行い、契約締結後、事業開始までの間に指定介護予防支援などに係るケースの引き継ぎを行う。

(2) 応募資格

君津市内において、介護保険サービス（福祉用具貸与・販売・住宅改修は除く）を提供し、1年以上の実績がある「社会福祉法人」又は「医療法人」であることなどを要件とする。

(3) 職員配置

条例で定める地域包括支援センターの人員等の基準及び指定介護予防支援事業の人員等の基準から、

君津地区東側、小糸地区を担当する地域包括支援センターは、基本3職種、ア 保健師又はこれに準ずる者1名、イ 社会福祉士又はこれに準ずる者1名、ウ 主任介護支援専門員1名、アからウに加え、基本3職種（ア～ウの職員）の職種2名、事務員1名の計6名を配置する。

清和地区、小櫃地区、上総地区を担当する地域包括支援センターは、基本3職種、ア 保健師又はこれに準ずる者1名、イ 社会福祉士又はこれに準ずる者1名、ウ 主任介護支援専門員1名、アからウに加え、基本3職種（ア～ウの職員）の職種1名、事務員1名の計5名を配置する。

なお、職員のうち常勤の者1名を管理者とする。

(4) 業務内容

現在の地域包括支援センターが行っている包括的支援事業、指定介護予防支援事業、その他事業（認知症サポーター養成講座の開催、認知症にやさしい地域づ

くりネットワーク事業への協力、民生委員定例会、地域包括支援センター間の会議等への出席)とする。

(5) 事業計画及び事業報告並びに事業評価

良質な事業の運営を確保するため、事業報告書、収支報告書等の書類の提出を委託先に求め、事業が適切に運営されているか市で評価を実施する。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問のある方いらっしゃいますか。

(水野谷委員)

清和地区、小櫃地区、上総地区を担当する地域包括支援センターは、他の地域包括支援センターよりも、担当する区域が広がっているが、法令や条例に定める第1号被保険者数、人口数を勘案し、担当区域を定めたのか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(水野谷委員)

委託する地域包括支援センターの人員配置について、事務員は常勤となるのか。

(事務局)

事務員については、常勤換算が可能としているので、非常勤での配置も可能です。

(議長)

この議題に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員により、原案どおり承認します。

では、次に、議題3「介護予防支援業務を委託する事業所について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

【概要】

- ・介護予防支援事業を委託する事業所について(案)

介護保険法第115条の23第3項の規定により、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する。

事務局から、委託事業所について2事業者提案。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問などございますか。

ないようですので、この議題の可決について挙手をお願いします。

挙手全員により、原案どおり承認します。

では、本日の議案はすべて終了しましたので、事務局は閉会をお願いします。

4 閉 会

(和田課長)

以上で、閉会とさせていただきます、本日は長時間のご出席ありがとうございました。